



令和2年台風第12号に係る 鳥取県災害警戒連絡会議

【日 時】令和2年9月23日(水)午前9時30分～

【場 所】第4応接室（県庁本庁舎3階）

【参加者】知事、副知事、統轄監、危機管理局、農林水産部、
国土整備部、鳥取地方気象台

*副知事、統轄監は別室において出席

*各総合事務所、市町村、消防局には映像配信

目的・次第

目的

- ◆令和2年台風第12号に関する情報の共有、市町村・県民への注意喚起及び警戒・即応体制の確保を図る。

次第

- ◆知事挨拶

- 1 最新の気象状況及び今後の予測等（鳥取気象台資料）
- 2 市町村・県民への注意喚起等
 - (1) 市町村への依頼事項
 - (2) 県民への注意喚起等
- 3 警戒・即応体制の確保等
 - (1) 県の体制
 - (2) 各部局等の対応

1 最新の気象状況及び今後の予測等

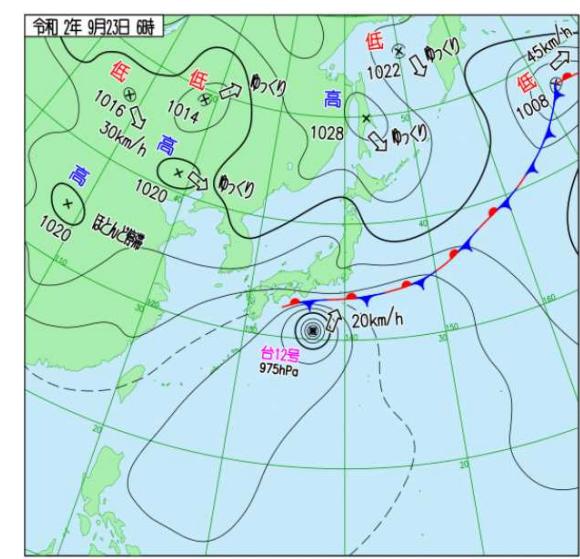
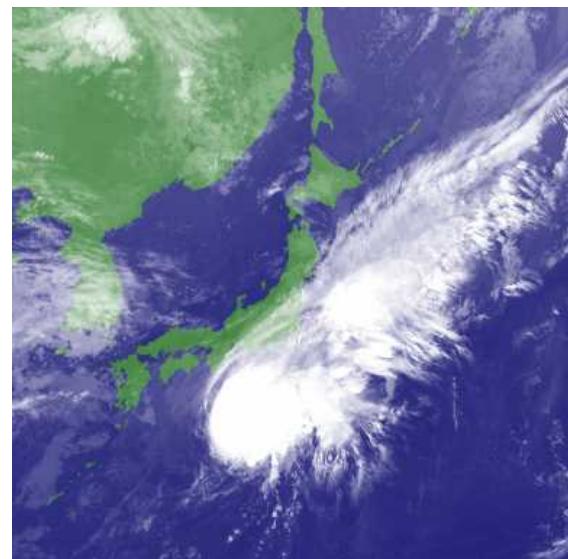
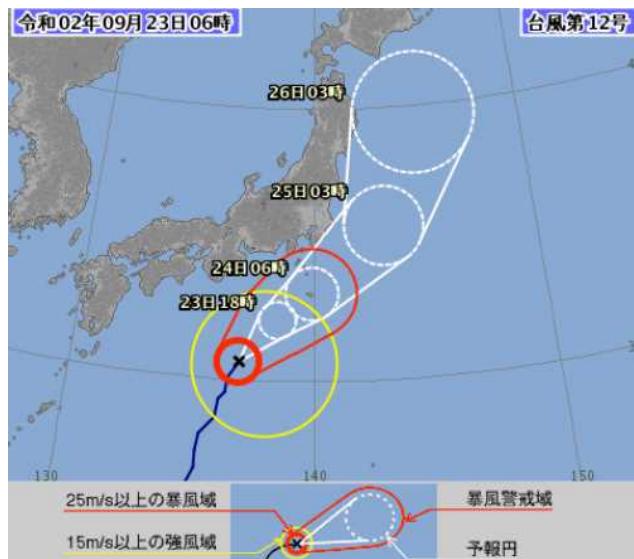
今後の進路予想

➤ 今日(9/23日)～明日(9/24日)

- 台風第12号は、23日06時には日本の南にあって、1時間におよそ20キロの速さで北北東に進んでいる。中心気圧は975ヘクトパスカル。中心付近の最大風速は30メートル、最大瞬間風速は45メートル。
- 台風は発達のピークは今日で、明日は次第に勢力を弱め北東進し、24日06時には八丈島付近に進む。中心気圧は980ヘクトパスカル、中心付近の最大風速は30メートル、最大瞬間風速は40メートル。

➤ 明後日(9/25日)

- 25日15時には三陸沖に進み、温帯低気圧に変わる見込み。



台風進路予想 (23日06時)

気象衛星画像 (23日06時)

地上天気図 (23日06時)

これらの情報は、気象庁ホームページからご覧いただけます。

https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/data/mdrr/periodstat/20200703a/20200706/24/index_pre.html

最接近時刻と早期注意情報

➤ 最接近時刻

- ・9月23日06時現在の予測資料では、予報円の中心を通った場合、東部、中・西部共に23日夕方に最接近する見込み。
- ・予報円の西側を通過した場合、東部で23日夜遅く、中・西部で23日夜のはじめ頃に最接近する見込み。

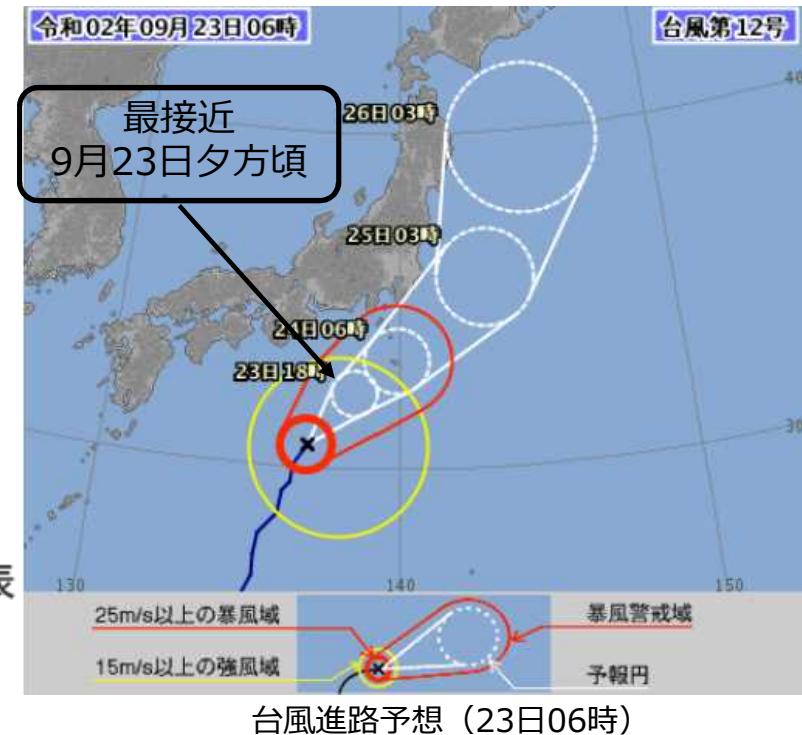
令和2年 9月22日17時00分 鳥取地方気象台発表

鳥取県東部の早期注意情報(警報級の可能性)

東部では、23日までの期間内に【高】及び【中】はない。今後の情報に留意。

種別	警報級の可能性						
	22日	23日		24日	25日	26日	27日
	明け方まで	朝～夜遅く					
	18-6	6-24					
大雨	-	-	-	-	-	-	-
暴風	-	-	-	-	-	-	-
波浪	-	-	-	-	-	-	-

早期注意情報(東部)



➤ 早期注意情報

(東部、中・西部共に)

- ・暴風：23・24日共に「-」
- ・波浪：23・24日共に「-」

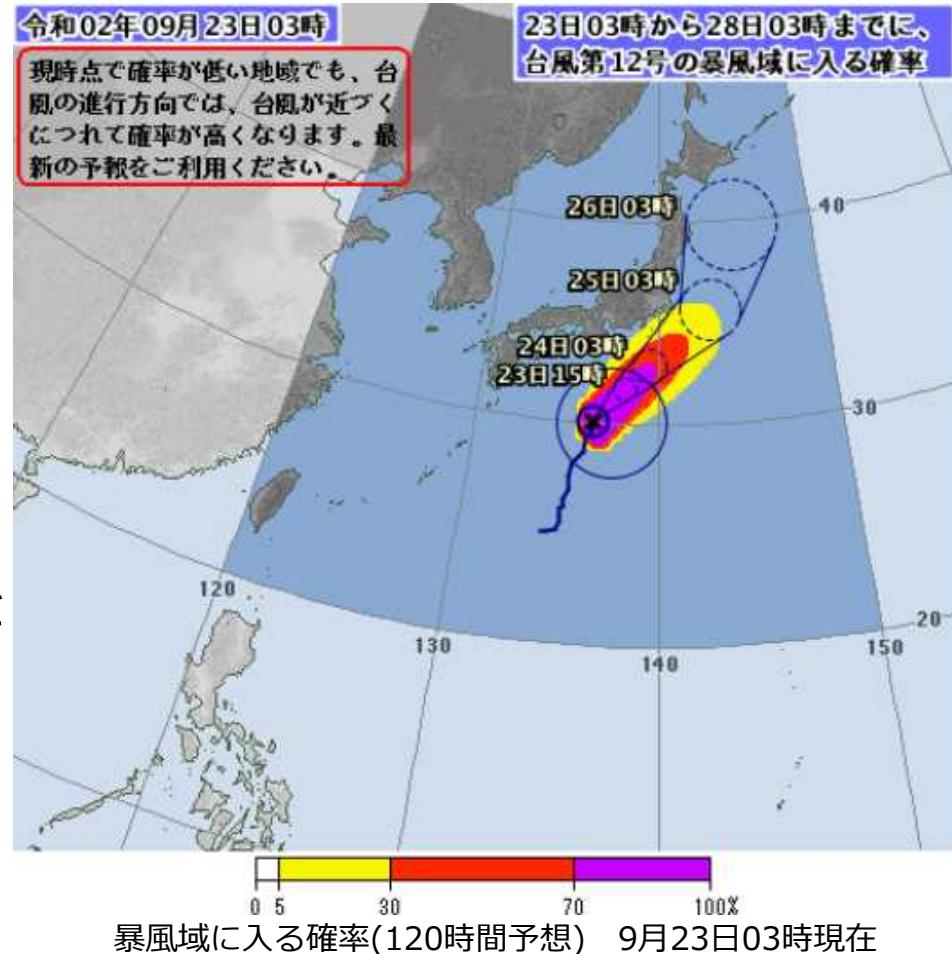
防災上の留意事項など(1)

➤ 風について

- ・台風が予報円の中心を通過した場合
- 、
- ・鳥取県は強風域に入らない見込み。
- ・台風が予報円の西側を通過した場合でも、強風域には入らない見込み。

➤ 波について

- ・25日から26日にかけては、うねりを伴った注意報級の高波となる可能性がある。



これらの情報は、気象庁ホームページからご覧いただけます。

https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/data/mdrr/periodstat/20200703a/20200706/24/index_pre.html

防災上の留意事項など(2)

➤ 雨について

- ・鳥取県には、台風北上に伴い、北よりの湿った空気が流入し、山地を中心に降水が見込まれるため、雨の降り方次第では25日は土砂災害に注意が必要。現時点では雨量が警報級に増える予想はない。

※台風通過後は、週末にかけて日本海から北寄りの風が吹きつける状況が続くため、総雨量は多くなる可能性がある。

➤ 高潮について

- ・注意報の可能性はない。

➤ その他

- ・台風は24日は東日本に接近、または上陸するおそれ。
- ・今後、台風の進路に留意。

2 市町村・県民への注意喚起等 (1)市町村への依頼事項(その1)

■市町村における対応の徹底

誰ひとり逃げ遅れることなく安全に避難する意識を住民一人ひとりが持つよう、以下の点などを改めて住民に周知してください。

- 早め早めに安全な場所に避難すること（自主避難含む）
- 「**警戒レベル4**」で、**危険な場所から避難すること**
- 防災・気象情報をこまめにチェックすること など

避難情報の発信については、従来どおり、次の点にも留意してください。

- 早期の発出
- 様々な手段を用いて、確実に住民へ伝達
- 夜間の状況を予測して、早め早めに発出を判断

※状況が急変した場合には、夜間でも避難情報の発出は必要

2 市町村・県民への注意喚起等 (1)市町村への依頼事項(その2)

<浸水リスクが高い地域の対策>

過去に浸水被害があった地域など、対策の再確認をお願いします。

- ・詰まりやすい用水路の点検や清掃
- ・水位計や監視カメラがない中小河川の状況を収集する体制、連絡系統の確認
- ・必要に応じて排水ポンプ車の要請 など

<避難情報の判断にあたっての情報収集>

必要に応じて県関係課へ助言を求めてください。

<初動体制の速やかな確立>

気象情報の収集伝達、職員参集体制の確認等

<迅速な避難体制の確立>

避難勧告等の発令基準や消防団等への連絡手段の確認、ハザードマップの活用等

<避難行動要支援者等の支援対策の強化>

該当施設等への情報伝達体制、避難誘導上の配慮等の確認等

<被害規模の早期把握と迅速な報告>

2 市町村・県民への注意喚起等 (1)市町村への依頼事項(その3)

○避難所における新型コロナウイルス等感染症への対応について

<可能な限り多くの避難所を開設>

通常の自然災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図り、避難者の密度が高まらないよう配慮。また、利用可能なホテルや旅館等の活用等も検討。

<避難者の健康状態の確認>

避難者が避難所へ到着した時に体調不良者を早期発見できるよう、検温など可能な限りの健康チェックを行い、健康状態を把握。

<頻繁な手洗い、咳エチケット等基本的な衛生対策の徹底>

避難者及び避難所運営スタッフの、基本的な衛生対策の徹底。

<避難所内での十分な換気の実施、避難者同士の十分な間隔を確保>

必要に応じて、段ボール間仕切りや段ボールベッドを活用。

※ホテル・旅館等の民間施設借上げ、避難所の設置、維持及び管理に要する費用については、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能。

<在宅避難者の把握に努めること>

2 市町村・県民への注意喚起等

(2) 県民への注意喚起等(その1)

- 市町村は防災行政無線等、県はホームページやあんしんトリピーメール、あんしんトリピーなび等を活用して県民の皆さんに警戒するよう注意喚起するとともに、県のホームページで公共交通機関の運行情報等を随時更新します。(広域的交通機関である新幹線、高速バス等を含む。)
- 県民の皆さんにあっては、最新の気象情報を確認するとともに、身の危険を感じたり、市町村からの避難勧告等があった場合は、あわてず速やかに危険な場所から避難してください。

ホームページ「とりネット」

The screenshot shows the homepage of the Tottori Prefecture website. At the top, there are five navigation tabs: 'テーマでさかず' (Theme-based), '県の紹介' (Introduction to the Prefecture), 'お知らせ' (Announcements), 'ネットで手続き' (Procedure via Network), and '県政' (Prefectural Government). Below these, there's a sidebar with links to '知事のページ' (Page of the Governor), '記者会見、日誌、ブロフィール...' (Press conferences, diaries, blog profiles...), '県議会', '県教育委員会', '県警察本部', and '県公報・広報' (Prefectural Gazette and Public Notices). The main content area features a red banner titled '災害情報 (Disaster information)' containing links to '台風第19号に関する情報 (Information of the typhoon No.19 "Hagibis")' and '道路・公共交通機関への影響 (Impact on roads and public transportation)'. Below this is a green banner with tabs for '注目・新着情報' (Attention - New Information), '報道提供資料' (Report Submission Materials), and '防災・救急' (Disaster Prevention and Emergency). A section titled '注目情報' (Attention Information) lists several news items.

「あんしんトリピーメール」

スマホや携帯電話等に
気象情報や防災情報等
を配信



アプリ「あんしんトリピーなび」

鳥取県が提供する無料の総合防災アプリ

○iPhone用QRコード



○Android用QRコード



2 市町村・県民への注意喚起等

(2) 県民への注意喚起等(その2)

○避難における新型コロナウイルス等感染症への対応について

新型コロナウイルス感染者が引き続き発生していることから、避難所で感染症にかかるない・うつさないため、次のことに注意してください。

<避難する前に…>

- (1) ご自身の体調を確認しましょう。避難する途中で体調がすぐれなくなった場合には、避難所の受付で相談しましょう。
- (2) 安全が確保できる場合は、自宅での待機や、近隣の親せきや知人宅への避難（分散避難）も選択肢の一つです。お住いの地域が危険かどうかハザードマップもしつかり確認して、自分の避難先を決めましょう。
- (3) 可能なかぎり、マスク・体温計・消毒液を持参しましょう。

<避難した後は…>

- (1) 避難所で生活するときは、必要に応じてマスクの着用、手洗い、咳エチケットなどをしっかり行ってください。
- (2) ほかの避難者と十分な距離をとるようにしましょう。（概ね 2 m）
- (3) 十分な換気を行うよう心がけましょう。
- (4) 避難生活をする中で、発熱や咳などの症状がある場合には、すぐに避難所の担当者に報告してください。

3 警戒・即応体制の確保

(1) 県の体制

◎台風は、急に状況が変化し、迅速な対応を取る必要があることから、暴風域が本県を通過する場合は1ランクアップで対応。

<1ランクアップの体制>

◆注意体制

本県が強風域に入った場合等、必要に応じて注意体制に移行する。

* 本注意体制の具体的な対応については各部局等の計画による。

◆警戒体制（1）

大雨注意報、暴風警報等が発表された場合等に、警戒体制（1）に移行する。

◆警戒体制（2）〔鳥取県災害警戒本部〕

大雨警報等が発表された場合等に鳥取県災害警戒本部（警戒体制（2））を設置する。

◆非常体制（1）、（2）〔鳥取県災害対策本部〕

被害甚大な場合、特別警報が発表された場合等に移行する。

* 非常体制（1）でも、事務局応援職員を招集する場合あり

◆体制解除

各市町村の警報等が解除され、特段の被害等が確認されない場合は、体制を解除する。

3 警戒・即応体制の確保

(2) 各部局等の対応

公共土木施設の対応

1 河川・ダム・砂防

(1) 県内河川等の確実な排水機場の稼働及び適切な樋門操作

- 排水機場が確実に稼働するよう、事前点検を実施済。
- 樋門等の適切な操作についての再確認や、非常時における樋門操作等に係る関係機関との情報共有を徹底するよう指示するとともに、住民への避難に関する情報の発信・伝達等について点検や体制強化を図っている。
- 豪雨等により、過去に浸水発生又は排水ポンプ車が出動した箇所については、上記と併せ、河川パトロールによる水位情報の把握や排水ポンプ車の支援体制の確認を徹底するよう指示した。
- 高潮には注視し、河川及び湖沼の適切な樋門操作を徹底している。

(2) ダムの管理

- 治水ダムについては、洪水に備え、治水容量を確保している。
- なお、治水協定に基づき、県内すべての治水ダム・利水ダム双方とも、予測降雨量が基準降雨量(事前放流を開始する基準)を超える場合は事前放流等を実施する。
- ダム放流の実施にあたっては、人命を確実に守るため、ホットラインの活用等により確実に関係市町村に伝達することの徹底及び、下流住民へ情報伝達を適時・的確に行う体制をとることを再確認するようダム管理者へ指示済。
- 気象状況・ダム水位等を注視しつつ、できる限り早期に関係市町村及び下流住民に放流予告を連絡周知する。
 - 2、3日前から … 警戒体制配備の予想時刻等を市町村に連絡し、情報連絡体制の再確認をする。
 - 放流開始予告 … 関係機関通知・サイレン警告、警報車によるアナウンス
 - ただし書き操作予告 … 関係機関通知・サイレン警告、警報車によるアナウンス

ただし書き操作とは→ダムが満水となった時点から貯水位を
これ以上あげないように流入量をそのまま放流すること。

公共土木施設の対応

(3) 大呂地区地すべりの監視体制

- ・大呂地区地すべりについて、次のとおり監視体制を強化するとともに、土砂崩落により北股川が閉塞した時に備え、北股川に排水管の設置と県道の迂回路を整備済。また、護岸背後の遊砂地に土砂を誘導するための盛土を設置済。(現在は小康状態)
- ・4月中旬に崩落土砂の一部が北股川に流出したため、災害関連緊急地すべり事業により、今後の土砂崩落に備えるための施設整備を進めている。

区分	伸縮計（大呂山）		職員体制	その他基準
	1時間当たり	24時間当たり		
監視体制Ⅰ基準	1.0mm 以上継続	10.0mm 以上	自宅待機(2名)	
監視体制Ⅱ基準	1.0mm 以上継続	10.0mm 以上	職場待機(1名) 自宅待機(1名)	雨量25mm/hr又は 80mm/24hr、河川へ泥流 が流出した場合
警戒体制基準	2.0mm 以上継続	10.0mm 以上	職場待機(1名) 自宅待機(1名) (職場待機(2名))	連続雨量200mm、河川へ 土砂堆積のおそれがある 場合 ※3
厳重警戒体制基準	-	-	職場待機(3名)	河川へ土砂堆積 ※4

公共土木施設の対応

2 道路

(1)鳥取西道路の事前通行規制(県土整備部、国土交通省)

- ・昨年5月12日に開通した鳥取西道路(鳥取西IC～青谷IC)については、以下の何れかの条件で鳥取西IC～青谷IC間を一体的に事前通行止めすることとなっており、
 - ① 連続雨量100mm以上
 - ② 組合せ雨量 連続雨量90mmかつ時間雨量35mm
 - ③ 風速20m／秒以上

} 県内自専道で最も厳しい基準

国土交通省と連携し、道路情報板や案内看板で迂回路(国道9号)へ誘導する体制を整えている。

3 その他

(1)大雨・強風時のパトロール体制等

- ・各所・局とも、大雨・強風時の状況変化(気象情報・県内での降雨状況等)に応じて管内の道路や河川等のパトロール体制や水防体制を整えている。
- ・また、工事現場の資材管理等については、請負業者に現場の安全対策を徹底している。

(2)(一社)鳥取県建設業協会と災害時応援協定に基づく対応

- ・災害発生時には、「災害時における応急対策業務等に関する基本協定書」に基づいて対応していただくよう、(一社)鳥取県建設業協会に事前に要請している。

農林水産関係への対応

農業者、関係団体などへ台風期における各種対策等、注意喚起を実施

1 農業関係

○農作物等の管理について、各市町村、農協、農林局等へ対策を講じるよう再度連絡。

[連絡内容] ①農作物の管理について、②ほ場の排水対策について

[現場の対応状況]

水稻	・コシヒカリ等の刈り取りが進んでおり、全体の約4割終了。星空舞は刈り取りはじめ。 ・台風通過後の速やかな排水対策。
梨	・防風網補強や、棚線固定により果実の揺れ防止及びほ場の排水対策。 ・二十世紀、新甘泉は終了。・新興は10月上旬、王秋は10月下旬から出荷開始予定。
柿	・枝固定により果実の揺れを防止。・輝太郎は10月上旬から出荷開始予定。
白ネギ	・ほ場の排水対策。・10月1日から秋冬どりが出荷開始予定。
ブロッコリー	・ほ場の排水対策。・植え付けは、7割程度終了。

2 農地・ため池関係

○各出先機関へ施工中の工事現場に「安全管理(看板等の固定、排水対策等)の徹底」を指示。

○防災重点ため池の連絡体制は各市町において整備済。(水位が下がっており、貯水容量は十分あり)

○大口堰、大井手堰、米川等について樋門管理の徹底を依頼。

3 林業関係

○各林業関係組合に対して、土砂災害等の注意喚起など各組合員への安全対策・安全管理の徹底を依頼。

4 水産関係

○各漁業協同組合や水産関係団体向けに、注意喚起を実施。